



奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定に係る
奈良地方労働審議会の意見聴取に関する公示

奈良労働局一般公示第42号

令和6年6月18日に、奈良地方労働審議会から奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和6年7月3日までに、奈良労働局長（奈良市法蓮町387奈良第三地方合同庁舎 奈良労働局労働基準部賃金室内）あて異議申出をされたい。

令和6年6月18日

奈良労働局長 橋口 忠



記

奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定に係る奈良地方労働審議会の意見要旨

次の奈良県靴下製造業最低工賃を改正すること。

- 1 適用する家内労働者
奈良県の区域内で靴下製造業に係るかがり及び抜きの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
別表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき右欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日
法定どおり

別表

業 務	規 格	金 額
リンクングマシンによるかがり	針目数140本以上 159本以下	144 円
	針目数160本以上 179本以下	165 円
	針目数180本以上 219本以下	186 円
	針目数220本以上	230 円
ロッソマシンによるかがり	委託者持ち	34 円
	家内労働者持ち	40 円
抜 き	手作業によるもの	35 円
	機械によるもの	20 円